

# 特殊土壌地帯対策の概要

## 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の概要

### 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和27年法律第96号)の概要

#### 1 目的

特殊土壌地帯に対し、適切な災害防除と農地改良対策を樹立し、これに基づく事業を実施することによって、その保全と農業生産力の向上を図る。

#### 2 制度概要

##### (1) 特殊土壌地帯の指定

しばしば台風の来襲を受け雨量が極めて多く、かつ特殊土壌(シラス等特殊な火山噴出物等)に覆われているために、災害が発生しやすく農業生産力が低い地帯を国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定。

##### (2) 特殊土壌地帯対策事業計画の設定及び事業の実施

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を定め、国、地方公共団体が事業を実施。

[対象事業]

【災害防除】 治山事業、河川改修事業、砂防事業等

【農地改良】 かんがい排水事業、畑作振興事業等

[主な優遇措置]

「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」の適用による国の負担割合のかさ上げ(国庫負担割合の引上率は最大1.25倍)、地方交付税の特例(シラス対策事業における地方債の元利償還金に関し、基準財政需要額への算入率の引上げ) 等

### 特殊土壌地帯の指定地域

#### ■ 特殊土壌地帯の面積

57,588km<sup>2</sup> (国土の約15.2%)

#### ■ 対象市町村数 (平成29年4月1日現在)

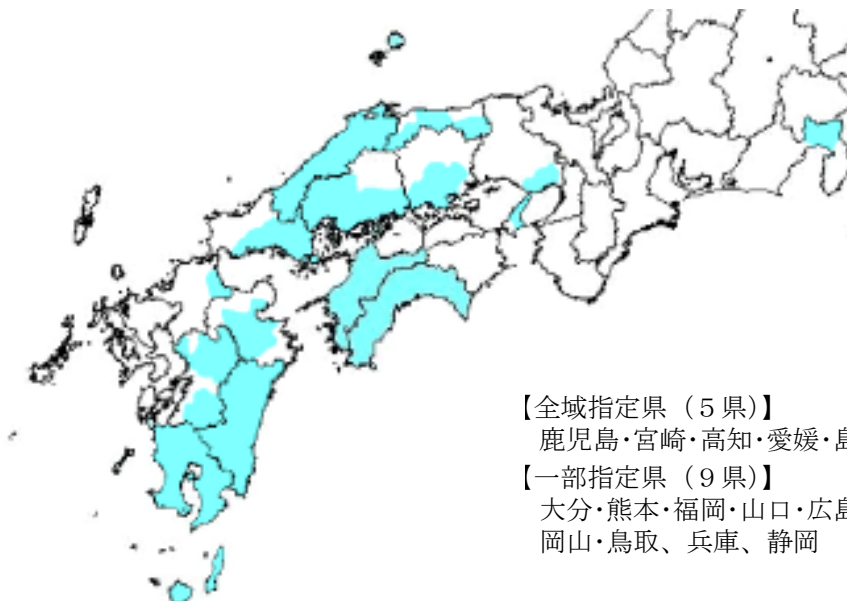
254市町村 (一部指定を含む)

#### ■ 人口: 1,301万人

(資料: 総務省平成27年国勢調査)

#### ■ 特殊土壌の種類

シラス、ボラ、コラ、赤ホヤ、花崗岩風化土、ヨナ、富士マサ



【全域指定県 (5県)】

鹿児島・宮崎・高知・愛媛・島根

【一部指定県 (9県)】

大分・熊本・福岡・山口・広島

岡山・鳥取・兵庫・静岡

## 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法改正の経緯

■ 「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」(以下「特土法」という。)は、特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上を目的として昭和27年4月25日に制定され、これまで概ね5年毎に期限延長が行われてきた(5年間の時限法)

■ 平成29年3月に改正法が施行され、有効期限が平成34年3月31日まで延長された。

(法改正に際しての国土審議会の意見：平成28年11月4日)

「近年、台風の来襲に伴う集中豪雨等の回数が増加する中、依然として、指定地域において、大きな被害が発生していること等から、今後とも同法に基づく特殊土壌地帯対策を引き続き強力に推進することが必要である。」

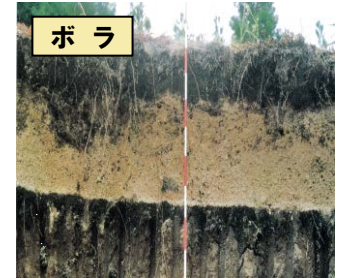
## 特殊土壌の種類

### 特殊土壌 (分布)



シラス

鹿児島県、宮崎県南部、  
熊本県の一部



ボラ

鹿児島県(大隈半島)



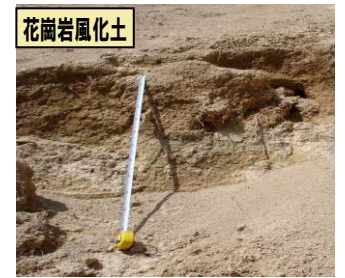
コラ

鹿児島県(薩摩半島南部)



赤ホヤ

鹿児島県・宮崎県・愛媛県・高知県  
の大部分と、熊本県・大分県の一部



花崗岩風化土

中国地方の大部分、九州・四国・  
近畿の一部



ヨナ

熊本県北東部、大分県西部



富士マサ

静岡県北東部